5　令第二十一条第六項の規定による在外投票人証の交付は、当該在外投票人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（在外投票人証の再交付等）

第十五条　［略］

［2　略］

3　令第二十二条第三項の規定による在外投票人証の再交付は、当該在外投票人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十一条第四項の規定により令第二十二条第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（在外投票人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項）

第十八条　令第二十九条第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第五十三条　［略］

［2　略］

3　前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によって国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、令第四十条第一項の規定により当該投票区に係る指定投票区でなくなった投票区又は当該指定投票区でなくなった投票区に係る指定関係投票区であった投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

［4・5　略］

別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）

表

［略］

［略］

裏

備考

選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第２項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

［略］

［新設］

（在外投票人証の再交付等）

第十五条　［同上］

［2　同上］

［新設］

（在外投票人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項）

第十八条　令第二十九条第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第五十三条　［同上］

［2　同上］

3　前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によって国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

［4・5　同上］

別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）

表

［同左］

［同左］

裏

［新設］

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第２項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

［同左］